

議案第 82 号

加西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の制定について

加西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例を、別紙のとおり制定する。

平成 27 年 12 月 1 日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(個人番号の利用範囲)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けられる場合は、この限りでない。

3 市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けられる場合は、こ

の限りでない。

- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

執行機関	事務
1 市長	グループホーム利用者に係る家賃負担軽減事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下、外国人生活保護関係情報という。）であって規則で定めるもの
2 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給、保険料の徴収に関	(1) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情

	する事務であって規則で定めるもの	報」という。)であって規則で定めるもの (2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）による改良住宅（同法第 2 条第 6 項に規定する改良住宅をいう。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）による自立支援給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	グループホーム利用者に係	(1) 生活保護関係情報であって規

	<p>る家賃負担軽減事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>1 1 市長</p>	<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例</p>

		<p>給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(10) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）による福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
--	--	--

(審議資料)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項の規定に基づき、個人番号の利用について必要な事項を定めるもの
(後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

政策等の形成過程説明資料

平成27年12月定例会

議案等の件名	議案第82号	政策等の区分	計画・事業・ <input checked="" type="radio"/> 条例
	加西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の制定について		その他()

①【政策等を必要とする理由】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の施行に伴い、番号利用法第9条第2項により、個人番号を市独自の事務に利用する(以下「独自利用事務」という。)場合、また、同一の機関内で特定個人情報の授受を行う(以下「庁内連携」という。)場合には、その旨を市の条例に規定する必要がある、それらの事項を定めて当該事務を円滑に行うことにより、行政の効率化を図り、市民の利便性を向上させ、もって公平かつ公正な社会の実現を図るもの。

②【検討した他の政策等の内容】

独自利用事務について、他に福祉医療費助成の事務等を検討したが、メリットである申請時の添付書類の省略ができない等の理由により、引き続き検討を要することとなった。

③【他の自治体の類似する政策との比較】

庁内連携については、番号利用法施行までにすべての地方公共団体で条例に規定する必要がある。また、独自利用事務については、県の調査(11月4日現在)によると、県内41市町中、独自の事務に利用する市町は36市町、未定または予定していない市町は5市町である。

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	政策 10	健全な行財政運営の確立
基本計画	施策 30	行政サービスの向上と効率運営

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	
策定年度	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
0	0	0	0	0

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

⑧【市民参加の状況】

有・ 無

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

⑨【政策の効果予測】

生活保護法の対象外のため、日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務において、日本国民の生活保護被保護者と同様に個人番号の利用が可能となる。グループホーム利用者に係る家賃負担軽減事業について、申請時に義務付けていた所得証明書の添付を省略することができ、市民の利便性の向上と行政事務の効率化を図る。

担当部局	担当課	添付資料の有無
総務部	情報政策課	有・ <input checked="" type="radio"/> 無